（外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第五十二条の六十一　電子決済等取扱業者が外国法人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を開始したとき、委託銀行との間で第五十二条の六十の十四の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条第十九号を同条第二十六号とし、同条第十三号から第十八号までを七号ずつ繰り下げ、同条第十二号の次に次の七号を加える。

十三　第五十二条の六十の二十三第一項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十四　第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

十五　第五十二条の六十の二十三第二項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

十六　第五十二条の六十の二十五の規定による認定をしたとき。

十七　第五十二条の六十の三十四第二項の規定により第五十二条の六十の二十五の認定を取り消したとき。

十八　第五十二条の六十の三十四第二項の規定により認定電子決済等取扱事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

十九　第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録が効力を失つたとき。

第六十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「又は第五十二条の四十五の二」を「、第五十二条の四十五の二又は第五十二条の六十の十七」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号の次に次の三号を加える。

八　不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

九　第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に電子決済等取扱業を営ませたとき。

十　第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第六十二条中「その」を「当該」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十六第一項」の下に「、第五十二条の六十の二十三第一項」を加え、同条第三号中「第五十二条の六十一の二十八第二項」を「第五十二条の六十の三十四第二項又は第五十二条の六十一の二十八第二項」に改める。

第六十二条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第六十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は」を「、第五十二条の六十の十九若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「若しくは第五十二条の二十八第三項」を「、第五十二条の二十八第三項若しくは第五十二条の六十の三十六第三項」に、「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第一号の三中「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十三」の下に「、第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第五十二条の五十四第一項」の下に「、第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号の二から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「又は」を「、第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は」に「者」を「とき。」に改める。

第六十三条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三　第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（委託銀行又は電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

第六十三条の二の二中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十三条の二の四中「第五十二条の六十一の二十五」を「第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五」に改める。

第六十三条の二の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「（第二号を除く。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二号及び」を削り、「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第四号中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第五号中「第五十二条の六十一の二十七第一項」を「第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の二十七第一項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改める。

第六十三条の二の六中「第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業を営んだとき。

二　第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第六十三条の二の七中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十三条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第四十九条の二第二項」の下に「若しくは第五十二条の六十の三十六第七項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「）の」を「）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「）の」を「）又は第五十二条の六十の九第三項の」に、「又はこれ」を「若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第五十二条の六十一の二十一第三項」を「第五十二条の六十の二十七第三項又は第五十二条の六十一の二十一第三項」に、「その名称中に」を「、その名称中に認定電子決済等取扱事業者協会の会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条第六号及び第七号中「者」を「とき。」に改める。

第六十四条第一項第二号中「第六十三条の二第一号」の下に「若しくは第三号」を加え、同項第三号中「第六十三条の二の二」を「第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二」に改め、同項第四号中「第六十三条の二第二号」を「第六十三条の二第四号」に改める。

第六十五条中「銀行代理業者若しくは」を「銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、」に改め、「銀行代理業者又は」を削り、「）又は」を「）又は認定電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同条第四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第十号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項」を加え、同条第十二号の二中「において」を「又は第五十二条の六十の三十六第七項において」に改め、同条第十九号中「含む。）」の下に「、第五十二条の六十の十八」を加える。